

児玉都市計画地区計画の変更(上里町決定)

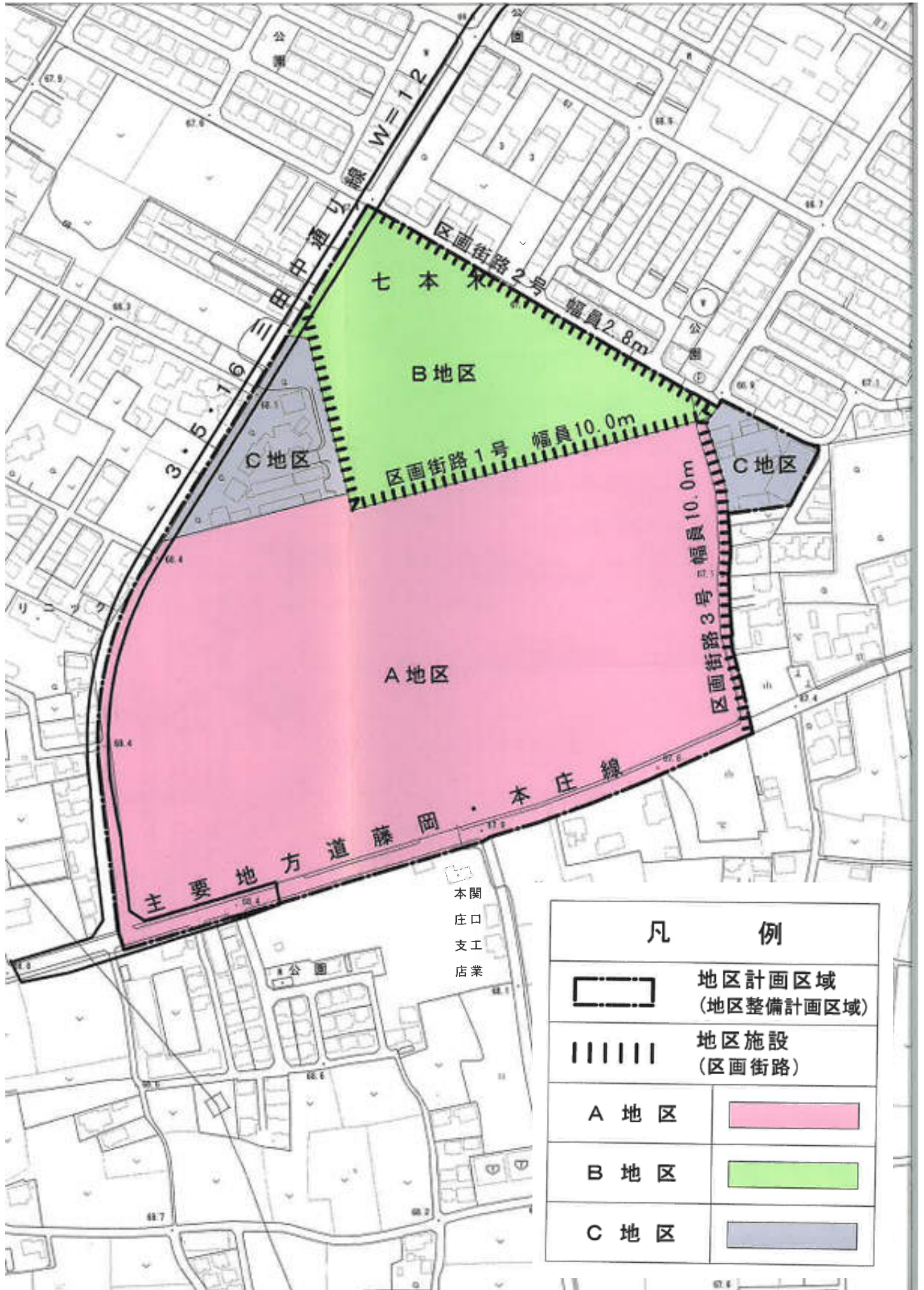
児玉都市計画 七本木地区 地区計画を次のように変更する。

				決定告示年月日	
				令和2年7月31日	
名 称		七本木地区 地区計画			
位 置		上里町大字七本木の一部			
面 積		約 10.7ha			
地区計画の目標		<p>本地区は、大規模工業用地の土地利用転換を契機に、地域の産業振興拠点となる施設及び低層住宅の集積した複合市街地を周辺の住環境にも配慮した秩序ある街並みで形成することによって、魅力と活力のあるまちづくりを誘導することを目標とする。</p>			
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>【A地区】 地域の活性化に寄与する施設を誘致し、地域の産業振興拠点としての役割を果たす地区とする。</p> <p>【B地区】 良好な住宅地を形成する地区とする。</p> <p>【C地区】 工業系土地利用の維持、利便の増進を図る地区とする。</p>			
	地区施設の整備の方針	<p>地区内交通の円滑化を図るとともに、安全を確保するため、道路を配置する。B地区内に今後、新設する道路については、幅員6m以上とする。</p>			
	建築物等の整備の方針	<p>【A地区】 周辺の住環境に配慮し、地域の活性化に寄与する施設を誘致するため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又は柵の構造の制限を定める。</p> <p>【B地区】 良好な住宅街地を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又は柵の構造の制限を定める。</p> <p>【C地区】 工業系の土地利用の維持、利便の増進を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又は柵の構造の制限を定める。</p>			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	道路名称	幅員	延長
			区画街路1号	10.0m	約 350m
			区画街路2号	2.8m(全幅 6.5m)	約 250m
			区画街路3号	10.0m	約 180m

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	A地区 (準工業地域)	B地区 (第一種中高層 住居専用地域)	C地区 (準工業地域)
			区分の面積	約 7.6ha	約 2.2ha	約 0.9ha
		建築物等の用途 の制限	次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 (1) マージャン屋、 勝馬投票券発売所、 場外車券売場 (2) キャバレー、 料理屋、 ナイトクラブ、 ダンスホール	建築基準法別表第2 (ろ) 項各号に掲げる 建築物に限り建築す ることができる。	建築基準法別表第2 (を) 項各号に掲げる建築 物は、建築してはならな い。	
		建築物の容積率 の最高限度	—	—	—	
		建築物の建蔽率 の最高限度	—	—	—	
		建築物の敷地面積 の最低限度	150 m ²	150 m ²	150 m ²	
		壁面の位置の 制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの道路境界線、 隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。			
		建築物等の高さの 最高限度	18m	10m	18m	
		垣又は柵の構造 の制限	計画図表示の境界線に設ける垣又は柵の構造は生垣又は高さ 1.5m以下の 鉄柵・金網等で透視可能なフェンスとする。また、基礎を構築する場合、基礎の 高さは、設置する地上面から 60 cm以下とする。			
		備考				

「区域及び地区整備計画は計画表示のとおり」

理由 建築基準法改正に伴い、別表第2の引用部分に変更が生じたことから変更を行うものです。
表記の変更 「建ぺい率」から「建蔽率」、「さく」から「柵」へ変更するものです。



凡 例



地区計画区域
(地区整備計画区域)



地区施設
(区画街路)

A 地区



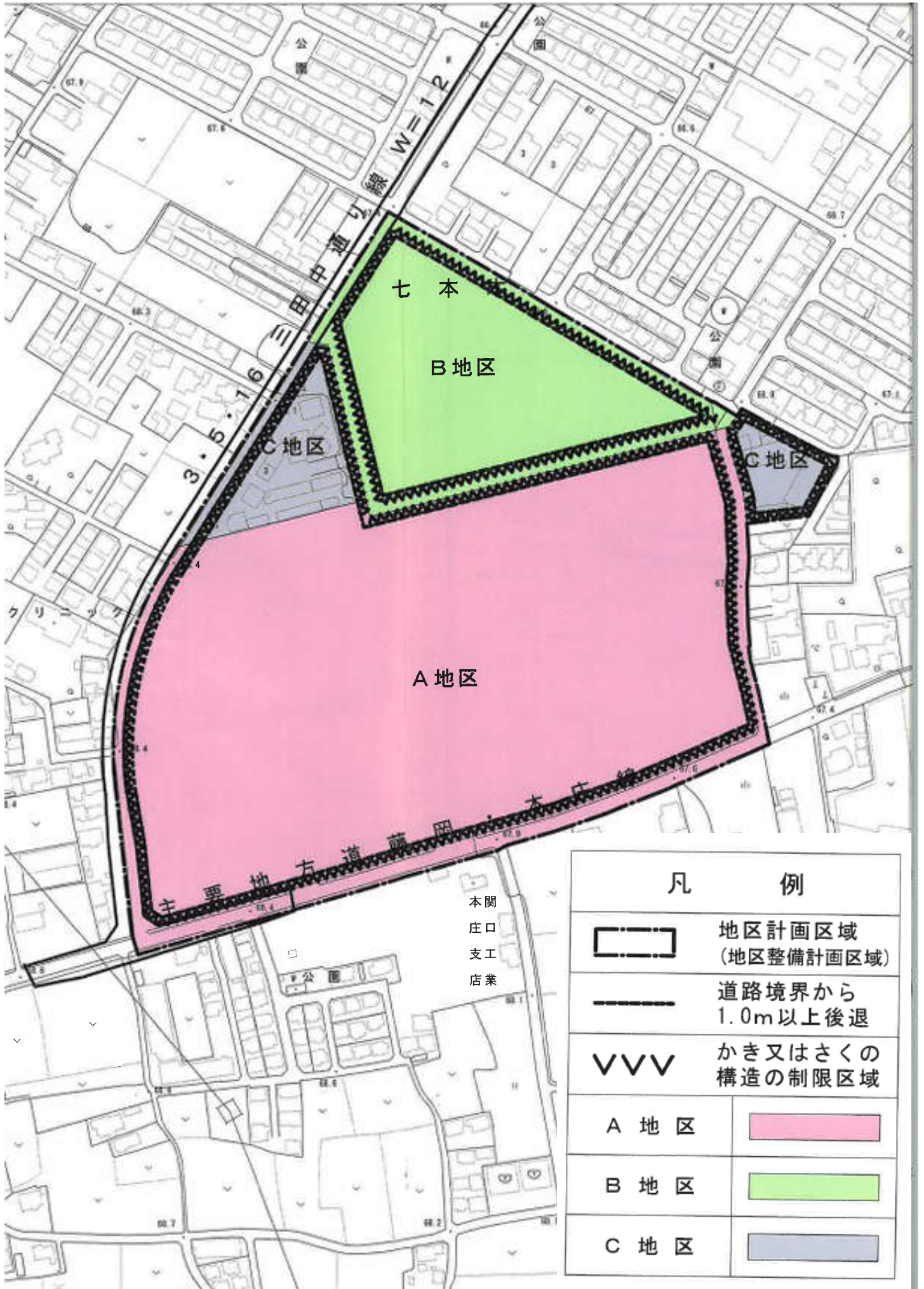
B 地区



C 地区








本関
庄口
支店



本関
庄口
支工
店業

凡 例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	道路境界から 1.0m以上後退
	かき又はさくの 構造の制限区域
A 地区	
B 地区	
C 地区	